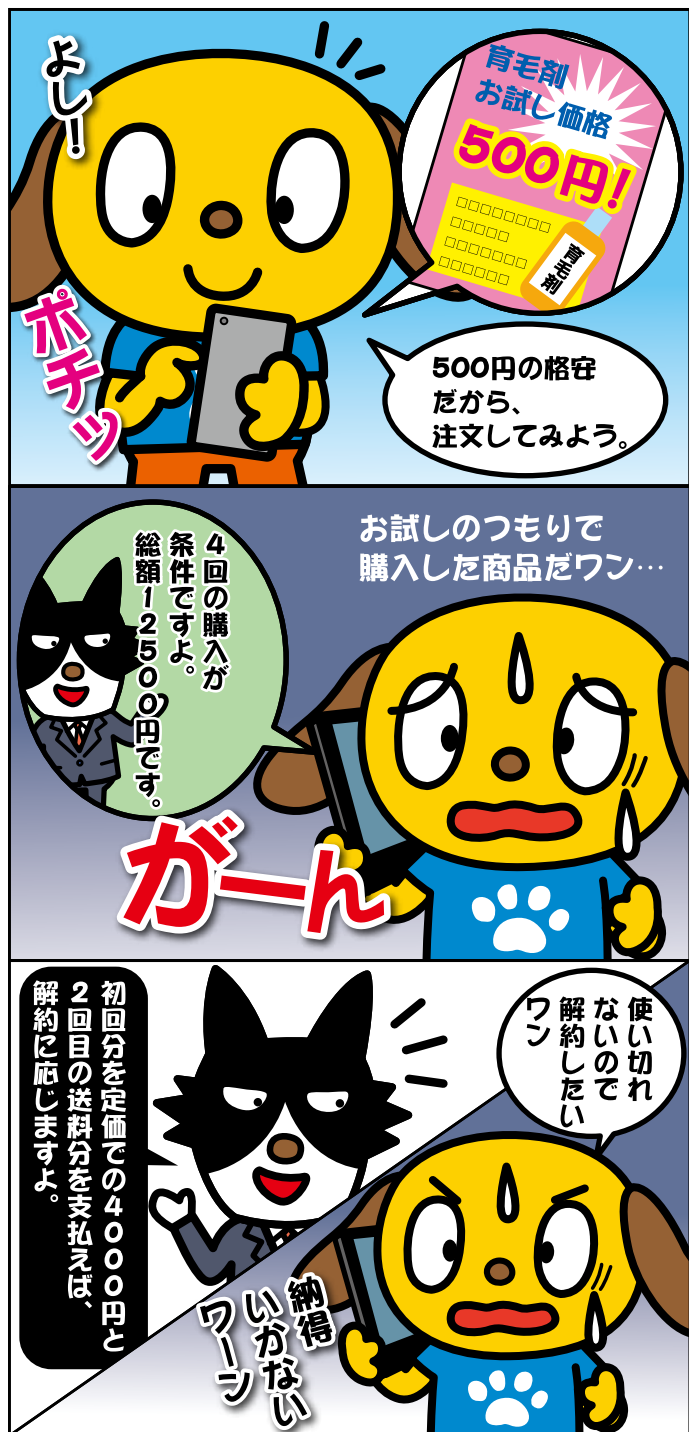


# ネット通販の定期購入トラブル



## 【事例】

スマートフォンの広告を見て、お試しのつもりで育毛剤を注文した。初回500円の商品が届いたので代金を支払った。2週間後に商品を送るというメールが届いたので問い合わせたら、4回購入が条件であることを知った。使いきれないので解約したい。販売業者は、初回商品を定価での4000円と発送手配済みの2回目の送料を負担すれば解約に応じるといふ。差額の支払いに納得できない。広告や申込み画面は消したので確認できない。

## 【通信販売の法的規制】

インターネット通販は、特定商取引法で通信販売として規制されています。販売業者は定期購入の場合、取引の条件となる購入期間と、代金の総額を表示しなければいけません。また、購入者は販売業者の返品や解約に関するルールに従うことになります。なお、通信販売にクーリング・オフは適用されません。

事例のケースでは、適正に表示されていれば販売店と話し合っ解決するしかないでしょう。

## 【ネット通販を利用するときの注意点】

- ◆ 広告画面に書かれている契約条件をよく確認する
- ◆ 広告画面と申し込み画面を保存する
- ◆ 申込み後に届くメール(承諾メール)を保存する
- ◆ 格安商品には理由があることを理解する



ネット通販を利用するときは、広告画面に書かれている契約条件をよく確認することが大事だワン!